

裁判所に提出していただく書類の取扱いについて

(別表第一事件用)

神戸家庭裁判所 家事部

利害関係人(ご親族等)に見せたりコピーさせたくない情報があるとき

- (1) 裁判所に提出する書類の中に、隠したい情報(住所、病院名、施設名など)がある場合には、**提出者の責任で、マスキングして提出してください。**

ただし、後見等事件において**本人の居場所や財産関係の資料**については、裁判所には提供していただく必要がありますので、当該書類とともに、「**資料非開示の申出書**」を作成して、書類とステープラー(ホチキスなど)で留めて、一体にした状態で提出してください。

- (2) **診断書、戸籍謄本、住民票、登記されていないことの証明書**については、裁判所に**原本**を提出してください。これらの書類に隠したい情報が含まれている場合は、ステープラー(ホチキスなど)で留めて「**資料非開示の申出書**」と一体にした状態で提出してください。

ただし、後見開始等事件において**本人及び後見人の住民票上の住所**については、後見等が開始された場合、**法務局に登記**されることになるため、隠すことはできません。

- (3) 申出書記載の非開示とする対象者に書類を見せたりコピーさせるかどうかは、裁判官が法律に基づいて判断します。見せたりしても不都合や支障が生じるおそれがない、またはおそれが少ないと裁判官が判断した場合には、書類の全部または一部について、利害関係人に見せたりコピーさせることがあります。また、「資料非開示の申出書」が付けられていない場合には、非開示の希望がされていないものとして取り扱うことになりますので、ご注意ください。

- (4) 裁判所へは、**マイナンバーの記載のない書類**(源泉徴収票、住民票など)を提出してください。